

# 浄化槽法定検査時の 検査手数料が変わります!!

令和8年4月1日改定

## 浄化槽法定検査に係る手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、平素より法定検査の受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は、平成2年度より山形県から指定を受け、浄化槽の法定検査を実施して参りましたが、今後は浄化槽の設置基数が年々減少することから、経営努力だけでは安定した経営が困難な状況となっております。

このため、山形県から手数料改定の承認を受け、令和8年4月1日から下記のとおり新たな手数料で検査を実施させていただくことになりました。

当協会としましては、皆様方の信頼を得るべく、引き続き経営の効率化、経費の節減等に努めて参りますので、このたびの検査手数料の改定につきましては、何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 法定検査手数料（20人槽以下の浄化槽）

|                                            | 現 行    | 令和8年4月1日～ |
|--------------------------------------------|--------|-----------|
| 浄化槽法第11条に基づく検査<br>(維持管理の状況を確認するため毎年1回行う検査) | 5,000円 | 6,000円    |

法定検査手数料は、消費税は非課税となります。従ってインボイス対象外です。  
また、21人槽以上の手数料変更はございません。

浄化槽法定検査 山形県知事指定検査機関



公益社団法人 山形県水質保全協会

〒999-3775 東根市大字野田695-8  
TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693

URL <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

山形県水質保全協会

検索

令和 7 年 7 月

浄化槽管理者（設置者） 各位

山形県環境エネルギー一部水大気環境課

## 浄化槽の法定検査と検査手数料に関するお知らせ

浄化槽管理者の皆様には、日頃から浄化槽の適正な維持管理と定期的な検査（法定検査）の実施により身近な河川の水質保全に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、山形県では、法定検査を実施する機関として下記の機関を指定しており、この指定検査機関が実施する法定検査の手数料を承認しています。この検査手数料は、約 40 年間据え置かれてきたところですが、このたび、指定検査機関からの申請により、その手数料を見直しましたので、お知らせします。詳細は、裏面の指定検査機関の作成した「浄化槽法定検査手数料の改定について」をご覧ください。

なお、変更した検査手数料は、令和 8 年 4 月 1 日から適用されます。

また、皆様がお使いの浄化槽は、浄化槽法で法定検査を実施しなければならないとされております。浄化槽の法定検査は、定期的な保守点検や清掃により浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかを確認する大変重要な検査ですので、引き続き法定検査を受検くださいますようお願いいたします。

記

### ◎指定検査機関（法定検査を実施する機関）

| 検査を実施する機関                                      | 連絡先                                     |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 公益社団法人山形県水質保全協会<br>〒999-3775 東根市大字野田 695 番地の 8 | TEL：0237-48-2469(代)<br>FAX：0237-48-2693 |

### 【お問い合わせ先】

山形県環境エネルギー一部水大気環境課（〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号）  
TEL：023-630-2204（直通） FAX：023-625-7991